

随意契約理由書

件名	総合運動公園特高受電所受変電設備改修工事	
契約の相手方	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項2号	
随意契約の理由	<p>本特別高圧受電設備は三菱電機(株)製であり、総合運動公園向けに製造された特注品である。特別高圧受電設備は電力会社からで本線・予備線の形で2回線受電を行っており、今回は周辺機器を含め本線側1台分の受電用変圧器を取替えるが、予備線側と性能特性を合わせる必要がある。</p> <p>受電用変圧器等の製造及び据付等は、メーカー独自のノウハウがあるため三菱電機(株)でしか行えない。</p> <p>また、本件受電用変圧器等は既設設備と密接不可分の関係にあるため、三菱電機(株)以外の者に施工させた場合は既設設備の使用に著しい支障が生じる恐れがあることから、三菱電機(株)に施工させる必要がある。</p> <p>そこで、三菱電機(株)が本件工事の施工者として報告してきた三菱電機(株)の100%出資子会社である三菱電機プラントエンジニアリング(株)と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局設備課電気係	(電話番号078-595-6600)